

付 録

1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区 分	職 種	説 明（具 体 例）
1	管 理 的 職 業	会社・団体等の役員及び管理職員（法人組織等の課以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの）をいいます。（例：会社部長、課長、支店長、工場長、営業所長）
2	専門的・技術的職業	高度な科学的知識を応用した技術的な仕事、医療・法律・経営・教育・著述・芸術等の専門的な仕事に従事するものをいいます。（例：研究者、開発・製造技術者、情報処理・通信技術者、建築・土木技術者、教員、記者、カメラマン、デザイナー、通訳）
3	事 務 的 職 業	総務・人事・企画・会計などの事務、生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務及びパソコン等を操作する業務に従事するものをいいます。集金などの外勤事務の仕事も含まれます。（例：総務事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、経理事務員、医療事務員、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、出荷・受荷係事務員）
4	販 売 の 職 業	商品・不動産・保険・有価証券などの売買、売上の仲介・取り次ぎ・代理、売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などの業務に従事するものをいいます。（販売店員、レジ係、コンビニ店員、不動産仲介・売買取手、営業員）
5	サ ー ビ ス の 職 業	個人家庭における家事支援、介護、保健医療の補助、理容・美容、クリーニング、調理、接客・給仕、住居施設・ビルの管理などのサービスの業務に従事するものをいいます。（例：介護員、看護助手、理容師、美容師、クリーニング工、調理人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・娯楽場等接客員、マンション・ビル管理人）
6	保 安 の 職 業	個人の生命・財産の保護、公共安全・秩序の維持などに従事するものをいいます。（例：警備員、道路パトロール員、道路交通誘導員）
7	農 林 漁 業 の 職 業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。（例：稲作・畑作作業員、園芸・工芸作物栽培作業員、養畜作業員、植木職、造園師、伐木・造材・集材作業員、漁師、水産養殖作業員）
8	生 産 工 程 の 職 業	生産設備のオペレーター、原材料の加工・製品の製造、機械の組立・修理、製品の検査及び生産工程で行われる作業に関連する技術的な作業などに従事するものをいいます。（例：生産設備オペレーター、製造工、板金工、各種食品製造・加工工、印刷工、機械組立工、修理・整備工、検査工、塗装工、製図工）
9	輸 送 ・ 機 械 運 転 の職業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転・操縦、車掌その他の運輸の作業、定置・建設機械運転に従事するものをいいます。（例：バス運転手、タクシー運転手、トラック運転手、電車運転手、車掌、フォークリフト運転作業員、クレーン運転工、建設機械運転工、ビル設備管理員）
10	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	建設・電気工事作業、土木工事作業などに従事するものをいいます。（例：建築とび工、取りこわし作業員、大工、配管工、内装工、電気工事作業員、土木作業員、舗装作業員）
11	運搬・清掃・包装等の 職業	荷物等の運搬・集荷・配達、建物等の清掃、品物の包装などの業務に従事するものをいいます。（例：荷役作業員、倉庫作業員、荷物配達員、ビル・建物清掃員、ピッキング作業員）

【総務省「日本標準職業分類」（第5回改訂）による】

2 産業分類表

A 農業、林業		I 卸売業、小売業	
01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
B 漁業		52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業		55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D 建設業		57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E 製造業		61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J 金融業、保険業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	K 不動産業、物品賃貸業	
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F 電気・ガス・熱供給・水道業		O 教育、学習支援業	
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P 医療、福祉	
36	水道業	83	医療業
G 情報通信業		84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q 複合サービス事業	
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	R サービス業（他に分類されないもの）	
H 運輸業、郵便業		88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗教
48	運輸に附随するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		S 公務（他に分類されるものを除く）	
		97	国家公務
		98	地方公務
		T 分類不能の産業	
		99	分類不能の産業

【総務省 「日本標準産業分類」（第14回改定）より】

3 労災保険率表

(令和6年4月1日現在)

事業の種類 の分類	事業 の種類 番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5/1,000
	55	めつき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000

4 各種参考様式等

○被保険者証再交付申請書

様式第8号（第10条関係）

※	所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者証再交付申請書

申 請 者	1. フリガナ															2. 性別	1 男	3. 生年月日	大昭平令	年 月 日
	氏 名														2 女					
現に被保険者として雇用されている事業所	4. 住所又は居所														郵便番号		—			
	5. 名称														電話番号		—			
最後に被保険者として雇用されていた事業所	6. 所在地														郵便番号		—			
	7. 名称														電話番号		—			
最後に被保険者として雇用されていた事業所	8. 所在地														郵便番号		—			
	9. 取得年月日	年 月 日																		
10. 被保険者番号	—													—		※安定所確認印				
11. 被保険者証の滅失又は損傷の理由																				
雇用保険法施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり雇用保険被保険者証の再交付を申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申 請 者 氏 名																				
※ 再交付年月日	令和 年 月 日				※備考															

注意

- 被保険者証を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に損傷した被保険者証を添えること。
- 1 欄には、滅失又は損傷した被保険者証に記載されていたものと同一のものを明確に記載すること。
- 5 欄及び6 欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者である場合に、その雇用されている事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 7 欄及び8 欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者でない場合に、最後に被保険者として雇用されていた事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 9 欄には、最後に被保険者となったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。
- なお、本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。

○兼務役員雇用実態証明書

兼務役員雇用実態証明書

フリガナ		性別	生年月日・年齢	
氏名		男・女	昭和 平成 令和	年 月 日生 (歳)
被保険者番号				
適用事業所番号		事業所名		

服 務 態 様	就業規則の適用状況	1. 全部適用 2. 適用無し 3. 一部適用(適用除外条項:)			
	出勤義務	1. 常勤 2. 非常勤(出勤指定日) 出勤日の勤務拘束時間 時 分～ 時 分 所定労働時間 週 時間 分			
	役員(委任)関係		従業員(雇用)関係		
	代表権	有 ・ 無	前職名称 (役員就任前職名)		
	業務執行権	有 ・ 無			
	役員名称		現職名称		
	就任年月日	令和 年 月 日	雇用年月日	令和 年 月 日	
	役員としての 担当業務内容 (具体的に)		従業員としての 労務内容 (具体的に) 及び 指揮命令権者	指揮命令権者()	
	給 与 等	役員報酬	月額 ・ 年俸 円	従業員賃金	月額 ・ 年俸 円
		役員報酬以外 の報酬	有 ・ 無	上記以外の賃金 (賞与等)	有 ・ 無
決算の際 役員報酬として		1. 計上する 2. 計上しない	決算の際 賃金・給料として	1. 計上する 2. 計上しない	
そ の 他	加入済みの社会保険	労災保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ その他()			
	諸帳簿等への 登録整備状況	労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿 ・ 雇用契約書 その他()			

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。
また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

住 所 令和 年 月 日

事業主 氏 名

電 話 番 号 公共職業安定所長 殿

※ 安 定 所 記 入 欄	確認資料		被保険者性	備考
	雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・登記事項証明書・定款・議事録・就業規則・給与規程・出勤簿・寄付行為・総勘定元帳・人事組織図・役員報酬規程・決算書の添付書類の役員報酬・その他()		あり なし	
	課長	係長	係	

○「同居の親族」雇用実態証明書

「同居の親族」雇用実態証明書																
フリガナ										性別		生年月日・年齢				事業主との続柄
氏名										男・女		昭和 平成 令和				年 月 日生
被保険者番号					- - - - -							(歳)				
役員就任の有無					取締役等役員になって(いる・いない) 役職名()					従事している業務						
適用事業所番号					- - - - -					事業所名						
常用雇用労働者数					人					労働者のうち 親族以外の者				人		
服 務 態 様	就業規則等の 有無		有・無		就業規則等の 適用の有無		有・無・一部適用(適用除外条項:)									
	指揮命令権者															
	出退勤確認				有 (出勤簿 ・ タイムカード ・ その他) ・ 無											
	労働時間				時 分 ～ 時 分 まで(休憩 分)											
	有給休暇				有 (年間 日付与) ・ 無											
給 与 等	給与規程等の 有無		有・無		給与規程等の 適用の有無		有・無・一部適用(適用除外条項:)									
	賃金形態				年棒・月給・日給・月給・日給・時間給・出来高給・その他()											
	基本給支払内訳(月額)				一般給与				円		役員報酬				円	
	諸手当				時間外手当・交通費・その他()											
	退職金制度の 適用		有・無		欠勤控除		有・無		昇給		有(年 回 月)・無					
	賞与				有(年 回 ヶ月 円) ・ 無											
そ の 他	加入済みの社会保険				労災保険・健康保険・厚生年金保険・その他()											
	諸帳簿等への 登録整備状況				労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・雇用契約書・身分証明書の交付 その他()											
	特記事項 上記の条件及びその他の就労 条件について、他の労働者と異 なった取扱いがある場合はその 内容を記入すること。				他の労働者と異なった取扱いの有無(有・無)											

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。

また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

令和 年 月 日

住 所 _____

事業主 氏 名 _____

電 話 番 号 _____ 公共職業安定所長 殿

※ 安 定 所 記 入 欄	確認資料			被保険者性	備考
	雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳(本人・他の従業員)・ 登記事項証明書・出勤簿(本人・他の従業員)・就業規則・ 給与規程・定款・議事録・寄付行為・人事組織図 その他()			あり なし	
	課長	係長	係		

○在宅勤務雇用実態証明書

在宅勤務雇用実態証明書											
フリガナ				性別				生年月日・年齢			
氏名				男・女				昭和 平成 令和			
被保険者番号								年 月 日生 (歳)			
住所又は居所											

指揮監督をする事業所	適用事業所番号										
	名称										
	所在地										
	電話番号										
従事する業務の内容											

服 務 態 様	就業規則の適用状況	1. 全部適用 2. 適用無し 3. 一部適用 4. 在宅勤務者に関する規則を適用 ※2の場合はその理由を、3又は4の場合は内容やその理由を具体的に記載してください。									
	勤務管理の方法	有 (出勤簿 ・ タイムカード ・ その他()) ・ 無									
	所定労働時間	時 分 ～ 時 分 まで (休憩 分) 所定労働時間 週 時間 分									
	事業所への出勤の有無	有 (出勤指定日又は1週間当たりの回数 回) ・ 無									
	休日及び休暇	曜日 その他()				兼業禁止の有無		有 ・ 無			
	給与等	賃金形態	年棒 ・ 月給 ・ 日給月給 ・ 日給 ・ 時間給 ・ 出来高給 ・ その他()								
そ の 他	備品・原材料等の購入(賃貸)	1. 本人負担 2. 事業主負担 (負担を定めた規定 有 ・ 無)									
	保守整備・通信費の負担	1. 本人負担 3. 事業主負担 (負担を定めた規定 有 ・ 無)									
	加入済みの社会保険	労災保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ その他()									
	諸帳簿等への登録整備状況	労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿 ・ 雇用契約書 ・ その他()									

上記の者に係る記載内容について、事実に相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。
また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

令和 年 月 日

住 所

事業主 氏 名

電 話 番 号

公共職業安定所長 殿

※ 安 定 所 記 入 帳	確認資料			被保険者性	備考
	雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・就業規則・給与規程・ 出勤簿・人事組織図・ その他()			あり	
				なし	
課長		係長	係		

○遅延理由書

遅延理由書

令和 年 月 日

_____公共職業安定所長 殿

このたび、下記１の雇用保険被保険者資格取得届について、提出が遅れた理由は、下記２のとおりです。以後、届出期限までに提出するよう留意いたします。

記

１ 雇用保険被保険者資格取得届の内容

被保険者氏名	生年月日	雇入年月日	資格取得年月日	被保険者番号

２ 遅延理由

名称
事業主 代表者氏名
所在地

○雇用保険被保険者資格(取得・喪失)届等(訂正・取消)願

雇用保険被保険者資格										取得 喪失		等届		訂正 取消		願	
① 取得 届等確認通知年月日				年 月 日				フリガナ									
② 被 保 険 者 番 号								④ 被 保 険 者 氏 名									
③ 事 業 所 番 号								⑤ 被 保 険 者 となった年月日				年 月 日					
⑥ 被 保 険 者 氏 名								⑦ 生 年 月 日				大・昭・平・令 年 月 日					
⑧ 被 保 険 者 となった年月日				平・令 年 月 日				⑨ 離 職 年 月 日				平・令 年 月 日					
⑩ そ の 他																	
取 消 事 項		⑪ 資 格 取 得 届		⑭訂正又は取消の理由													
		⑫ 資 格 喪 失 届															
		⑬ 転 勤 届															
統 一 事 項		⑮ 重 複 統 一 被保険者証を二枚以上持っている 場合に統合します。															
上記のとおり 訂正 取消 していただきたくお願いいたします。																	
令和 年 月 日																	
所在地 事業主 名称 代表者氏名																	
公共職業安定所長 殿																	
※ 確 認 書 類		労働者名簿 賃金台帳 出勤簿 住民票・戸籍謄(抄)本 被保険者証 各種届確認通知書 契約書 その他関係書類															
記 入 方 法		1. ※欄は記入しないでください。 2. ①～⑤欄は、訂正または取消などを行う確認通知書(各届出書の提出時に安定所からお渡ししたもの)の内容をそのまま記入してください。 3. ⑥～⑬及び⑮欄は、該当する欄のみを記入してください。ただし、訂正又は取消の場合には⑭欄に訂正又は取消の理由を記入してください。 4. この願には、被保険者証、確認通知書、様式第4号を必ず添付し、訂正、取消の根拠を確認できる上記書類を持参してください。															
課長		係長		係		社会保険労 務 記 載 欄		作成年月日・事務代理者の表示		氏 名		電 話 番 号		受理(処理)年月日			

○雇入通知書の様式例

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ） 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで／通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に変換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〔 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 〔 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 〔 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(高年齢雇用継続給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。
- ☐ 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 5・第 101 条の 7 の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(介護休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 19 の規定による介護休業給付金の支給申請について同意します。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児休業給付・出生後休業支援給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33・第 101 条の 42 の規定による育児休業給付・出生後休業支援給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児時短就業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 育児時短就業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 48 の規定による育児時短就業給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30(3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31(3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1 (2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2 (3/1)	4/2 (4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3 (3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4 (3/3)	4/4 (4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5 (3/4)	4/5 (4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6 (3/5)	4/6 (4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7 (3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8 (3/7)	4/8 (4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9 (3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10(3/9)	4/10(4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11(3/10)	4/11(4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12(3/11)	4/12(4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13(3/12)	4/13(4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14(3/13)	4/14(4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15(3/14)	4/15(4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16(3/15)	4/16(4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17(3/16)	4/17(4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18(3/17)	4/18(4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19(3/18)	4/19(4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20(3/19)	4/20(4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21(3/20)	4/21(4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22(3/21)	4/22(4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23(3/22)	4/23(4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24(3/23)	4/24(4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25(3/24)	4/25(4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26(3/25)	4/26(4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27(3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28(3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29(3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業（産後8週間）は含まれませんので、出産の日から（出産日を含む）58日目が育児休業開始日になります。

労働基準監督署所在地一覧表

労働基準監督署署名	監督署番号	所 在 地	電話番号	管轄地区
神戸東労働基準監督署	2 8 0 1	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 3 階	☎ 078 (332) 5353	神戸市中央区 灘区
神戸西労働基準監督署	2 8 0 2	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通 10-1-5	☎ 078 (576) 1831	神戸市兵庫区 長田区、須磨区 垂水区、北区、西区
尼崎労働基準監督署	2 8 0 3	〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎 1 階	☎ 06 (6481) 1541	尼崎市
姫路労働基準監督署	2 8 0 4	〒670-0947 姫路市北条 1-83	☎ 079 (224) 1481	姫路市、宍粟市 たつの市、神崎郡 揖保郡
伊丹労働基準監督署	2 8 0 5	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	☎ 072 (772) 6224	伊丹市、川西市 三田市、丹波篠山市 川辺郡
西宮労働基準監督署	2 8 0 6	〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	☎ 0798 (24) 8603	西宮市、芦屋市 宝塚市 神戸市東灘区
加古川労働基準監督署	2 8 0 7	〒675-0017 加古川市野口町良野 1737	☎ 079 (422) 5001	明石市、加古川市 三木市、高砂市 小野市、加古郡
西脇労働基準監督署	2 8 0 8	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	☎ 0795 (22) 3366	西脇市、加西市 丹波市、加東市 多可郡
但馬労働基準監督署	2 8 0 9	〒668-0031 豊岡市大手町 9-15	☎ 0796 (22) 5145	豊岡市、養父市 朝来市、美方郡
相生労働基準監督署	2 8 1 0	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	☎ 0791 (22) 1020	相生市、赤穂市 佐用郡、赤穂郡
淡路労働基準監督署	2 8 1 1	〒656-0014 洲本市桑間 280-2	☎ 0799 (22) 2591	洲本市、淡路市 南あわじ市

年金事務所所在地一覧表

年金事務所名	所 在 地	電話番号	管轄区域
三宮年金事務所	〒650-0033 神戸市中央区江戸町 93 栄光ビル 3・4 階	☎ 078 (332) 5793	神戸市中央区
須磨年金事務所	〒654-0047 神戸市須磨区磯馴町 4-2-12	☎ 078 (731) 4797	神戸市長田区 須磨区、垂水区 西区
東灘年金事務所	〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町 1-11-17	☎ 078 (811) 8475	神戸市東灘区 灘区
兵庫年金事務所	〒652-0898 神戸市兵庫区駅前通 1-3-1	☎ 078 (577) 0294	神戸市兵庫区 北区
姫路年金事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-250	☎ 079 (224) 6382	姫路市、相生市 赤穂市、宍粟市 たつの市、神崎郡 揖保郡、赤穂郡 佐用郡
尼崎年金事務所	〒660-0892 尼崎市東難波町 2-17-55	☎ 06 (6482) 4591	尼崎市、伊丹市 川西市、川辺郡
明石年金事務所	〒673-8512 明石市鷹匠町 12-12	☎ 078 (912) 4983	明石市、洲本市 南あわじ市 淡路市、三木市 小野市、加東市
西宮年金事務所	〒663-8567 西宮市津門大塚町 8-26	☎ 0798 (33) 2944	西宮市、芦屋市 宝塚市、三田市 丹波篠山市、丹波市
豊岡年金事務所	〒668-0021 豊岡市泉町 4-20	☎ 0796 (22) 0948	豊岡市、養父市 朝来市、美方郡
加古川年金事務所	〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2602	☎ 079 (427) 4740	加古川市、西脇市 高砂市、加西市 多可郡、加古郡

兵庫県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

	ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管 轄 区 域
神戸・明石地区	神 戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	078 (362) 4573	神戸市 《ハローワーク三田、灘、明石及び西神の管轄区域を除く》
	三 田	〒669-1531 三田市天神 1-5-25	079 (563) 8609	三田市、 神戸市北区のうち有野台、有野町、有野中町、 唐櫃六甲台、有馬町、淡河町、大沢町、 鹿の子台北町、鹿の子台南町、唐櫃台、京地、 道場町、長尾町、西山、八多町、東有野台、 東大池、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、 赤松台、上津台、菖蒲が丘
	灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-2-2	078 (861) 7988	神戸市灘区、東灘区、 神戸市中央区のうち旭通、吾妻通、生田町、 磯上通、磯辺通、小野柄通、小野浜町、籠池通、 上筒井通、神若通、北本町通、国香通、雲井通、 熊内町、熊内橋通、御幸通、琴ノ緒町、坂口通、 東雲通、神仙寺通、大日通、筒井町、中尾町、 中島通、二宮町、布引町、野崎通、旗塚通、 八幡通、浜辺通、日暮通、葦合町、真砂通、 南本町通、宮本通、八雲通、若菜通、 脇浜海岸通、脇浜町、割塚通
	明 石	〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37	078 (912) 2278	明石市、 神戸市西区のうち曙町、天が岡、伊川谷町有瀬、 伊川谷町上脇、伊川谷町潤和、伊川谷町長坂、 伊川谷町別府、池上、今寺、岩岡町、枝吉、 王塚台、大沢、大津和、上新地、北別府、小山、 白水、玉津町、天王山、中野、長畑町、 福吉台、ニッ屋、丸塚、水谷、南別府、宮下、 持子、森友、竜が岡、和井取
	西 神	〒651-2273 神戸市西区糺台 5-3-8	078 (991) 1100	神戸市西区《ハローワーク明石の管轄区域を除く》、三木市
阪神地区	尼 崎	〒660-0827 尼崎市西大物町 12-41 アマゴッタ 2F	06 (7664) 8603	尼崎市
	西 宮	〒662-0911 西宮市池田町 13-3JR 西宮駅南庁舎	0798 (22) 8600	西宮市、芦屋市、宝塚市
	伊 丹	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072 (772) 8613	伊丹市、川西市、川辺郡
東・西播磨地区	加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742	079 (421) 8673	加古川市、高砂市、加古郡
	西 脇	〒677-0015 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎	0795 (22) 3181	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡
	姫 路	〒670-0947 姫路市北条字中道 250	079 (222) 8609	姫路市《ハローワーク龍野の管轄区域を除く》、 神崎郡、揖保郡
	龍 野	〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48	0791 (62) 0981	たつの市、宍粟市、佐用郡、姫路市のうち安富町
	相 生	〒678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791 (22) 0920	相生市、赤穂市のうち西有年、東有年、 有年横尾、有年櫛原、有年原、有年牟礼、赤穂郡
	赤 穂	〒678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791 (42) 2376	赤穂市《ハローワーク相生の管轄区域を除く》
丹波・但馬地区	柏 原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569	0795 (72) 1070	丹波市
	篠 山	〒669-2341 丹波篠山市郡家 403-11	079 (552) 0092	丹波篠山市
	豊 岡	〒668-0024 豊岡市寿町 8-4 豊岡地方合同庁舎	0796 (23) 3101	豊岡市
	香 住	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住 844-1	0796 (36) 0136	美方郡
	八 鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	079 (662) 2217	養父市
	和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	079 (672) 2116	朝来市
淡路	洲 本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799 (22) 0620	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 事業主の方が行う雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～16時00分です

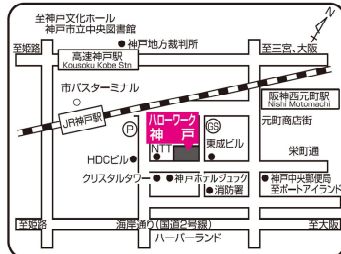
※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします

ハローワーク（公共職業安定所）所在地地図

神戸・明石地区

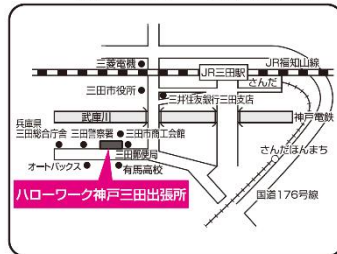
神戸公共職業安定所

➡道順 JR神戸駅より徒歩5分



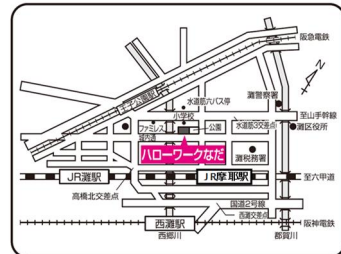
神戸公共職業安定所三田出張所

➡道順 JR三田駅、神戸電鉄三田駅より徒歩13分
神姫バス「兵庫県三田総合庁舎前」より徒歩3分



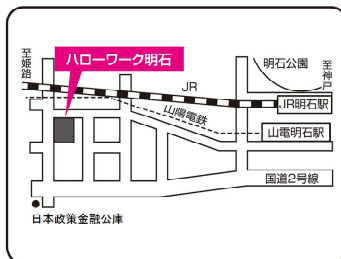
灘公共職業安定所

➡道順 JR摩耶駅より徒歩5分、阪急王子公園駅より徒歩5分、阪神西灘駅より徒歩10分



明石公共職業安定所

➡道順 JR明石駅より徒歩10分



西神公共職業安定所

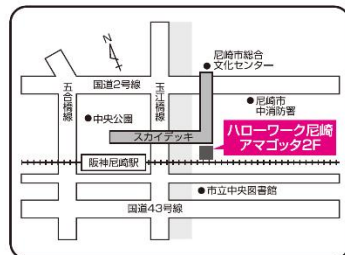
➡道順 神戸市営地下鉄西神中央駅下車徒歩7分



阪神地区

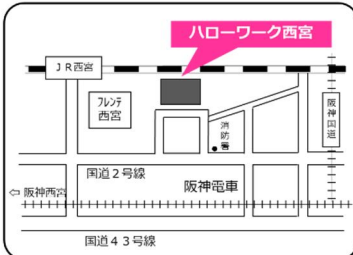
尼崎公共職業安定所

➡道順 阪神尼崎駅からスカイデッキで徒歩5分



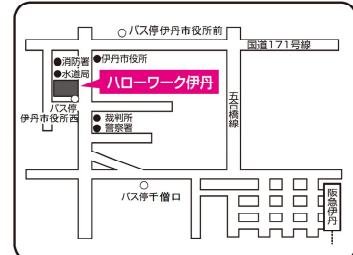
西宮公共職業安定所

➡道順 JR西宮駅より徒歩2分



伊丹公共職業安定所

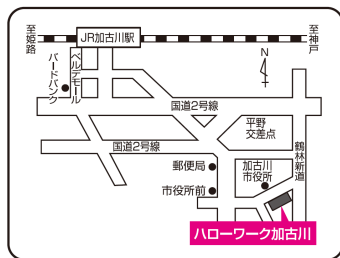
➡道順 阪急伊丹駅よりバス伊丹市役所前又は伊丹市役所西下車徒歩2分



東・西播磨地区

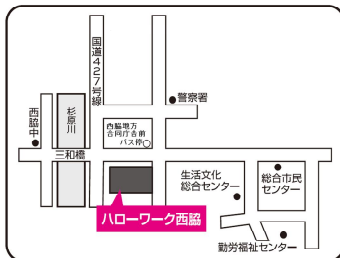
加古川公共職業安定所

➡道順 JR加古川駅より徒歩20分、
又はバス市役所前下車徒歩2分



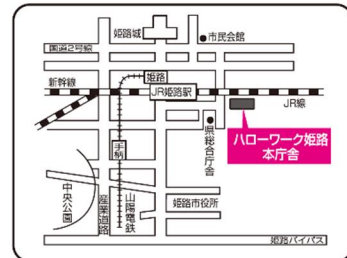
西脇公共職業安定所

➡道順 JR西脇駅よりバス15分、
西脇地方合同庁舎前下車すぐ



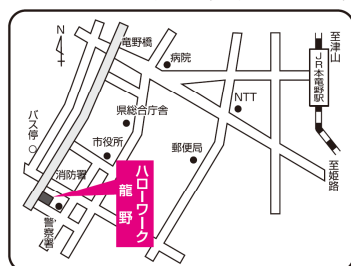
姫路公共職業安定所(本庁舎)

➡道順 JR姫路駅より徒歩5分



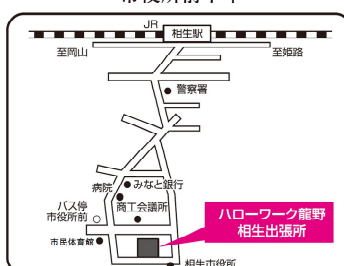
龍野公共職業安定所

➡道順 JR本竜野駅より徒歩25分、
又は竜野駅下車よりバス日山下車



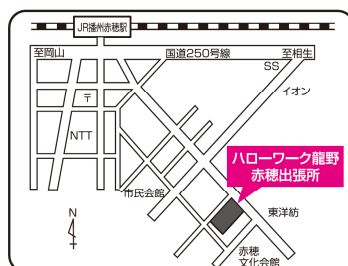
龍野公共職業安定所相生出張所

➡道順 JR相生駅よりバス10分
市役所前下車



龍野公共職業安定所赤穂出張所

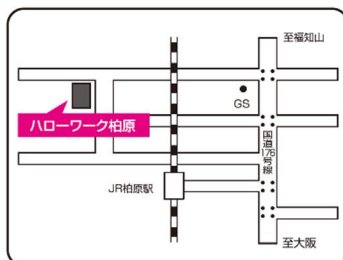
➡道順 JR播州赤穂駅より東南へ
徒歩10分



丹波・但馬地区

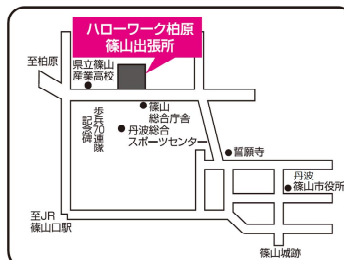
柏原公共職業安定所

➡道順 JR柏原駅より徒歩15分



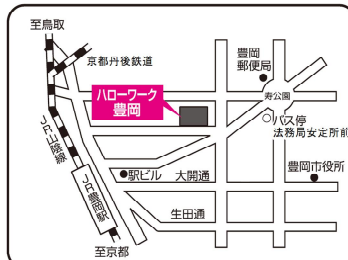
柏原公共職業安定所篠山出張所

➡道順 JR篠山口駅よりバスと徒歩
計25分



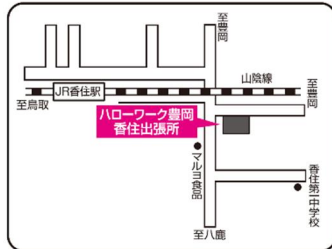
豊岡公共職業安定所

➡道順 JR豊岡駅より徒歩5分



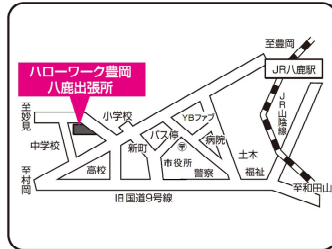
豊岡公共職業安定所香住出張所

➡ 道順 JR香住駅より徒歩5分



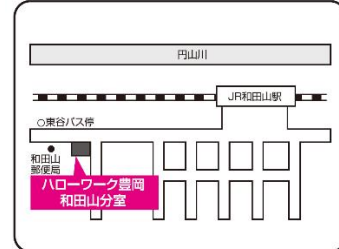
豊岡公共職業安定所八鹿出張所

➡ 道順 JR八鹿駅よりバス8分
新町下車



豊岡公共職業安定所和田山分室

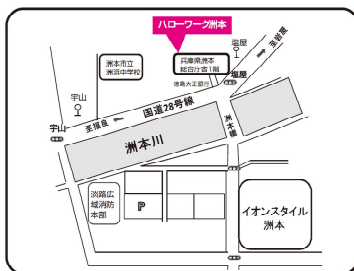
➡ 道順 JR和田山駅より徒歩5分



淡路

洲本公共職業安定所

➡ 道順 バス停宇山下車徒歩5分



事業主の皆さまへ

2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！

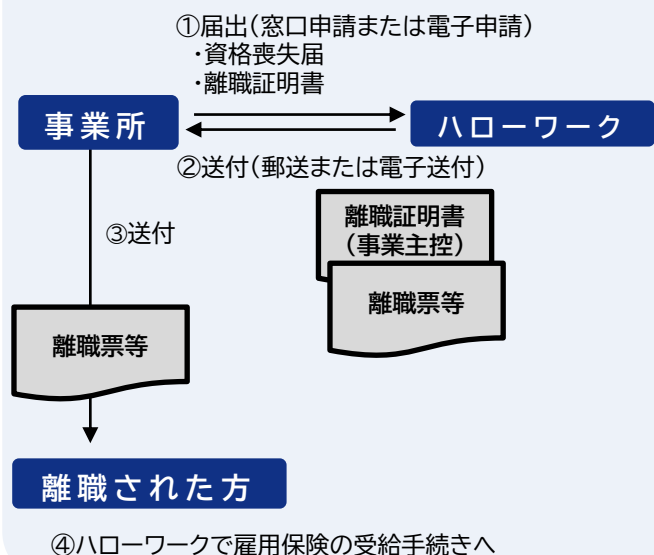
「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職者が雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受給するために必要となる書類です。現在は事業所から離職者にお送りいただいておりますが、2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じて直接お送りするサービスを開始します。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じてお送りします。

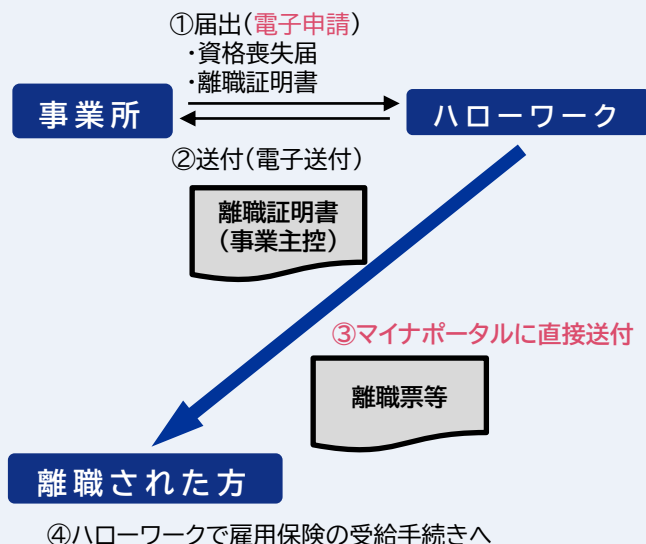
「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

このサービスの対象となる条件

- ・ 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- ・ 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- ・ 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク

事業所の皆さまへのお願い

- ・ 被保険者向けリーフレットを被保険者の方に周知いただき、被保険者からご希望があれば、以下のSTEP1、STEP2を行っていただくようお願いします。
- ・ マイナンバー登録には時間がかかる場合がありますので、資格喪失届提出の2週間程度前までに行ってください。
- ・ 被保険者が希望しない場合や要件を満たさない場合は、従来どおり事業所へ離職票等の書類をお送りしますので、離職者に送付ください。

【被保険者向けリーフレット】

「希望する離職者の方に「離職票」等をマイナポータルに直接送付するサービスを開始します！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353163.pdf>



STEP1 マイナンバーを被保険者番号に登録する

- ・ マイナンバーの登録有無は、被保険者ご本人がマイナポータルの「わたしの情報」機能で確認することができます。操作方法是、被保険者向けリーフレットSTEP1をご参照ください。
- ・ マイナンバーが正常に登録されている場合はSTEP2に進んでください。
- ・ 以下の①、②の場合は、必要な手続きを行いマイナンバーの登録を完了してください。

(事業主からハローワークに「雇用保険適用事業所情報請求書」を提出いただくことで被保険者のマイナンバー登録有無を確認することもできます。ただしその場合には以下※1と※2の区別はできません。)

- ※1 これまで資格取得届等の際にマイナンバーを登録する機会がなかった被保険者はマイナンバーが登録されていません。上記被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータル上、雇用保険に関する情報が表示されなかった方が該当します。
- ※2 資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合でも前職の被保険者番号が未届となっていたようなケースでは、マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっています。被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータルで取得した雇用保険情報に前職の事業所名が表示されている方はこれに該当します。

①マイナンバーが登録されていない場合

「**個人番号登録・変更届**」をハローワークに提出し、マイナンバーを登録してください。

様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードできるほか、電子申請することもできます。

②マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっている場合

「**雇用保険被保険者資格(取得・喪失)届等(訂正・取消)願**」をハローワークに提出し、前職の被保険者番号と現職の被保険者番号を統一する手続きを行ってください。

様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードしてください。本様式は電子申請には対応していません。

⚠ 雇用保険におけるマイナンバー登録についてのお願い

資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合であっても、既に付与された被保険者番号を記載いただかなかった場合は、新しい被保険者番号を振り出して資格取得します。この場合、新しい被保険者番号にはマイナンバーの登録を行っていません。

※資格取得確認通知書等に「個人番号登録あり」と表記されている場合も同様です。

これは、マイナンバーの誤登録による情報漏えいを防止するために、同一のマイナンバーを複数の被保険者番号に同時に登録しないこととしているためです。

つきましては、既に付与されている被保険者番号がある場合は必ず資格取得届に記載いただくようお願いします。

雇用保険WEBサービスとの連携設定を行う (こちらは被保険者ご本人が行う手続きです)

被保険者のマイナンバーの登録が完了した後に、被保険者ご本人がマイナポータル上で「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行います。

- ※1 設定方法は被保険者向けリーフレットのSTEP2のとおりです。
- ※2 被保険者が「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませているかどうかはハローワークではお答えできませんので、ご本人に確認ください。一度「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませれば、ご本人が解除しない限り離職・再就職後も有効です。

STEP2 電子申請で雇用保険の離職手続きを行う

- 雇用保険の離職手続きを**電子申請**で行ってください。電子申請についてご不明な点は都道府県労働局電子申請事務センターまでお問い合わせください。
- 離職手続きに際しては、**離職される被保険者に「離職票」の交付が必要かどうかを必ずご確認ください**。「離職票」が必要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)」、不要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)」の手続きをお願いします。
- 離職手続きの提出期限は、離職日の翌々日から10日以内となっています。必ず期限内に手続きを行ってください。



- ①e-Gov電子申請トップページの【手続検索】から「雇用保険 資格喪失」で検索

雇用保険被保険者資格喪失届(連記式)(離職票交付あり)(令和4年6月以降手続き) 事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったときに届出する手続きです。複数の被保険者に係る内容を一括で届け出ることができます。 電子署名必要 GビズID電子署名推奨
雇用保険被保険者資格喪失届(連記式)(離職票交付なし)(令和4年6月以降手続き) 事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったときに届出する手続きです。複数の被保険者に係る内容を一括で届け出ることができます。 電子署名必要 GビズID電子署名推奨
雇用保険被保険者資格喪失届提出後の期間等証明書交付の申請(令和4年6月以降手続き) 既に、「雇用保険被保険者資格喪失届(連記式)」の手続きが完了していることが必要です。 本手続は、雇用保険被保険者資格喪失届の交付を必要としない場合の申請です。 電子署名必要 GビズID電子署名推奨

- ②離職予定者ご本人が離職票の交付を希望する場合は「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)」を、離職票の交付を希望しない場合は「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)」を選択し、お手続きください。
※複数人を一括して届ける場合は「雇用保険被保険者資格喪失届(連記式)」を選択ください。

「離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております」のメッセージが返信されたら完了です。

厚生労働省からのお知らせ(001)	
本文	審査が終了しました。離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております。
到達番号	202202071504332483
種別	お知らせ
法人名	
申請者氏名	申請 太郎
手続名称	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)(令和4年6月以降手続き)/電子申請
発行日時	2022年2月8日 10時45分
発元	厚生労働省

※本画面はe-Gov電子申請でのメッセージ例です。

- ※離職票が離職者本人に直接送付された場合には、事業所へは離職証明書(事業主控え)のみお送りし、離職票は送付しません。
- ※離職者本人のマイナポータルに離職票が送付されている場合には、離職票に記載されている離職区分コードは個人情報に該当するため、事業所にお伝えすることができません。ご了承ください。

(令和7年9月現在)